

政策会議付議事案書 (令和8年1月14日)

提案課名 人事課、警防課

報告者名 遠藤 一成、二宮 淳

<p>事案名</p>	<p>秦野市職員の旅費に関する条例の全部改正について</p>	<p>資料 <input checked="" type="checkbox"/></p>
<p>目的・必要性</p>	<p>国では、国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び旅費の支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備するため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正（令和7年4月1日施行）を行いました。</p> <p>本市の旅費制度については、これまで国家公務員の旅費制度との均衡を図ることとし、その内容を踏まえた取扱いとしているため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の主旨を踏まえ、所要の処置をするものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 経過 令和7年4月1日 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律施行</p> <p>2 検討結果 国や県内各市の状況を踏まえ、改正する内容は次のとおり。</p> <p>(1) 旅費の種類、内容、基準について、国家公務員を踏まえた内容に改正すること。</p> <p>(2) 旅行役務提供者（旅行代理店等）を定義し、職員への旅費の支給に代えて旅行役務提供者に対し、旅費に相当する金額を支払うことができることとすること。</p> <p>(3) 出張の定義に、自宅等出発又は帰着を含めること。</p> <p>(4) 旅費の返納及び給与等から控除を可能とする規定を設けること。</p> <p>(5) 秦野市職員の旅費に関する条例の全部改正を踏まえ、一般職に準じて定めている非常勤特別職職員等の費用弁償等（宿泊料等）について、一般職職員の旅費の例により支給することに改めること。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 秦野市職員の旅費に関する条例の全部を改正し、国家公務員の旅費制度を踏まえた取扱いとすること。</p> <p>2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、非常勤特別職職員が出張したときの費用弁償について、一般職職員に支給する旅費の例により支給すること。</p> <p>3 秦野市実費弁償に関する条例の一部を改正し、調査、審査等を行うために出頭した者に対して支給する旅費について、一般職職員に支給する旅費の例により支給すること。</p> <p>4 秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正し、消防団員が出張したときの費用弁償について、一般職職員に支給する旅費の例により支給すること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>1 令和8年2月 令和8年3月市議会第1回定例会議へ条例改正議案を提出 施行期日 令和8年4月1日</p> <p>2 条例改正に伴う規則改正（令和8年4月1日施行）</p> <p>(1) 秦野市職員の旅費に関する条例施行規則の改正</p> <p>(2) 秦野市職員の自家用自動車による出張の旅費に関する規則の改正</p> <p>(3) 秦野市職員の国外出張の旅費に関する規則の廃止</p>	

秦野市職員の旅費に関する条例の全部改正について

秦野市職員の旅費に関する条例の全部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、本市職員等の旅費制度について所要の処置をするため、改正するものであります。

## 秦野市職員の旅費に関する条例

秦野市職員の旅費に関する条例（昭和30年秦野市条例第46号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のために旅行した職員等に対して地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項の規定に基づいて支給する旅費について、同条第3項の規定によりその額、支給方法その他必要な事項を定める。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属の島の存する領域をいう。次号において同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員（任命権者が特に必要と認める者に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任（転任に相当するものとして任命権者が認めるものを含む。以下この号において同じ。）を命じられた職員（任命権者が特に必要と認める者に限る。）がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一つにするものをいい、外国旅行

にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一つにするものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一つにしていた他の親族をいう。

(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、本市と旅行役務提供契約（旅行者等が本市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本市がその旅行者等に対してその旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第6項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれの各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（その退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、その職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、その職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、その職員の遺族がその死亡の日の翌日から3か月以内にその居住地を出発して帰住したときは、その遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項若しくは第29条第1項各号の規定又はこれらに準じる理由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により出張命令の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、その旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受

けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

- 6 第1項、第2項及び第4項に規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、その旅行役務提供者に対し、その金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(出張命令)

第4条 前条第1項の規定に該当する旅行は、出張命令権者の発する出張命令によって行わなければならない。

- 2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令を発することができる。

- 3 出張命令権者は、既に発した出張命令の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(出張命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令(前条第3項の規定により変更を受けた出張命令を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による出張命令の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに出張命令権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による出張命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令に従わないで旅行したときは、その旅行者は、出張命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第8条から第20条までに定める旅費の種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法に

より旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求又は精算に必要な資料をその旅費若しくはその金額の支出をする支出命令権者(市長又は支出命令権の委任を受けた者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

(旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業のために使用する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の

額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業のために使用する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業のために使用する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの各号に定める額を上限とする。

- (1) 運賃の等級が3以上に区分された航空機により移動する場合 最上級の2級下位（長時間にわたる移動として規則で定めるものをする場合は、最上級の直近下位）の運賃
- (2) 運賃の等級が2に区分された航空機により移動する場合 下位の級（長時間にわたる移動として規則で定めるものをする場合は、上位の級）の運賃  
（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）のために使用する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業のために使用する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、自家用自動車（前項第3号に規定する自家用自動車を除く。）を使用して旅行する場合（規則で定めるところにより出張命令権者が出張命令を発したのものに限る。）のその他の交通費の額は、規則で定める。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額のうち、職務の級が10級以下の者に適用される額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、その宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、その宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、その移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費（第18条において「交通費」という。）の額及びその宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命じられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
  - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、その赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額
- 2 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税

その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合において、その死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程により定められている死亡手当の額とする。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3か月以内におけるその退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、それぞれ各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、それぞれ各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、それぞれ各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、それぞれ各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合そ

の他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することがその旅行における特別の事情により又はその旅行の性質上困難である場合には、別に旅費を支給することができる。

3 任命権者は、旅行者が研修のため旅行する場合には、第9条から第21条までの規定にかかわらず、旅費を減額して支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 特別の事情により第3条第1項及び第2項に定めのない者に旅費を支給する必要があるときの旅費は、この条例の定める範囲内において、任命権者が別に定める。

(旅費の返納)

第26条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、その旅費又は金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、その旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の秦野市職員の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発する旅行については、

なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

- 4 改正後の条例第26条の規定は、改正後の条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年秦野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第5条第2項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 前2項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

第5条第4項を削る。

別表第1を別表とし、別表第2を削る。

(秦野市実費弁償に関する条例の一部改正)

- 6 秦野市実費弁償に関する条例(昭和39年秦野市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「宿泊料12,000円を」を「一般職の職員に支給する旅費の例により宿泊費及び宿泊手当を」に改める。

(秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

- 7 秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年秦野市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「別表第3に定める旅費」を「旅費」に改め、同条第2項中「前項に定めるもののほか、消防団員に支給する旅費について」を「前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法」に改める。

別表第3を削る。

## 秦野市職員の旅費に関する条例の全部改正について

### 1 改正の趣旨

国では、国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担の軽減を図ることを目的に、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び旅費の支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図る規定を整備する等の処置をするため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）を行いました。

本市の旅費制度については、これまで国家公務員の旅費制度との均衡を踏まえ、その内容を踏まえた取扱いとしているため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律を踏まえ、所要の処置をするものです。

### 2 国家公務員等の旅費制度の改正概要

#### (1) 旅費の計算等に係る規定の見直し

旅費の種目及び内容に係る規定を政令に委任し、適時・適切に時代の変化に対応する。

#### (2) 旅費の支給対象の見直し

ア 自宅発の出張に係る旅費の支給を可能とする。

イ 旅行代理店等に対する直接の支払を可能とする。

#### (3) 国費の適正な支出の確保

法に違反して旅費を受給した旅行者等に対して旅費の返納を求め、旅行者の給与等からの控除を可能とする。

### 3 改正する条例

- (1) 秦野市職員の旅費に関する条例
- (2) 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- (3) 秦野市実費弁償に関する条例
- (4) 秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

#### 4 主な改正内容

##### (1) 旅費の種目及び支給内容の改正

###### 【旅費の種目】

	種目	支給方法		種目	支給方法
交通費	鉄道賃	実費		鉄道賃	実費
	船賃	実費		船賃	実費
	航空賃	実費		航空賃	実費
	車賃	実費		その他の交通費	実費
宿泊費	宿泊料	定額		宿泊費	実費
	(新設)	—		包括宿泊費	実費
	(新設)	—		宿泊手当	定額
	食卓料	定額		(廃止)	—
転居費	(新設)	—		転居費	実費
	(新設)	—		着後滞在費	実費+定額
	(新設)	—		家族移転費	実費+定額
他	出張雑費	実費		渡航雑費	実費
	死亡手当	定額		死亡手当	定額

###### ア 鉄道賃

種類	現行	改正後
運賃	鉄道利用	鉄道及び軌道（路面電車、モノレール等）利用
急行料金	特別急行列車：片道 100km 以上 普通急行列車：片道 50km 以上	公務のため特に必要な場合
寝台料金	公務のため特に必要な場合	
座席指定料金（追加）	—	
付随する費用（追加）	—	

###### イ 船賃

種類	現行	改正後
運賃	船舶利用	現行どおり
寝台料金	公務のため特に必要な場合	公務のため特に必要な場合
座席指定料金（追加）	—	
付随する費用（追加）	—	

###### ウ 航空賃

種類	現行	改正後
運賃	航空機利用	現行どおり
座席指定料金（追加）	—	公務のため特に必要な場合
付随する費用（追加）	—	

エ その他の交通費（旧 車賃）

(7) 支給要件

種類	現行	改正後
①路線バス、高速バス、コミュニティバス等	バス等利用	現行どおり
②タクシー等	公務のため特に必要な場合	公務のため特に必要な場合
③レンタカーの賃料、その他移動に要する費用（追加）	—	
④上記に付随する費用（追加）		
⑤自家用自動車による出張	自家用自動車を使用して出張する場合	現行どおり

(イ) 支給内容

現行	改正後
① ② 実費支給 ⑤ 移動距離に応じて支給	① ② ⑤ 現行どおり ③ ④ 実費支給

オ 宿泊費（旧 宿泊料）

(7) 支給内容

区分	現行	改正後
国内	12,000 円（定額）	宿泊地に応じた宿泊費基準額を上限に実費を支給  ※国家公務員のうち、職務の級が10級以下の者に適用される宿泊費基準額を適用（財務省が民間におけるビジネス目的の実勢データを調査して設定） ※特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額
外国	14,500 円（定額）	

(イ) 宿泊費基準額（国内）

地域	基準額（円）
北海道	13,000
青森県	11,000
岩手県	9,000
宮城県	10,000
秋田県	11,000
山形県	10,000
福島県	8,000
茨城県	11,000
栃木県	10,000
群馬県	10,000
埼玉県	19,000
千葉県	17,000
東京都	19,000
神奈川県	16,000
新潟県	16,000
富山県	11,000

地域	基準額（円）
石川県	9,000
福井県	10,000
山梨県	12,000
長野県	11,000
岐阜県	13,000
静岡県	9,000
愛知県	11,000
三重県	9,000
滋賀県	11,000
京都府	19,000
大阪府	13,000
兵庫県	12,000
奈良県	11,000
和歌山県	11,000
鳥取県	8,000
島根県	9,000

地域	基準額（円）
岡山県	10,000
広島県	13,000
山口県	8,000
徳島県	10,000
香川県	15,000
愛媛県	10,000
高知県	11,000
福岡県	18,000
佐賀県	11,000
長崎県	11,000
熊本県	14,000
大分県	11,000
宮崎県	12,000
鹿児島県	12,000
沖縄県	11,000

(ウ) 宿泊費基準額（外国）※抜粋

区分		基準額（円）
国名	地名	
アメリカ合衆国	ワシントン	54,000
	ロサンゼルス	42,000
	その他の地	36,000
大韓民国	ソウル	26,000
	釜山	18,000
	その他の地	23,000

カ 包括宿泊費（新設）

旅行業者等が提供する移動及び宿泊が一体となったパック旅行等の経費として、交通費の額と宿泊費基準額の合計額を上限として実費支給

キ 宿泊手当（新設）

宿泊を伴う出張による夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費に充てる費用として、1泊あたり定額支給

(ア) 支給内容

区分	宿泊手当	例
国内	全ての地域で、2,400円	—
外国	宿泊地に応じて、3,900円～5,400円	アメリカ合衆国 5,400円 大韓民国 5,400円

(イ) 支給額の調整

内容	支給額
宿泊費又は包括宿泊費に朝食又は夕食のいずれかに相当するものが含まれる場合	定額の2/3
宿泊費又は包括宿泊費に朝食及び夕食に相当するものが含まれる場合	定額の1/3
交通費に食費に相当する経費が含まれる場合	定額の1/3
出張中に親族宅等に宿泊する場合	支給しない

ク 転居費（新設）

赴任に伴う転居に要する移転費用（運送業者費用等）として、実費を支給

ケ 着後滞在費（新設）

赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用として、5泊分を限度に宿泊した日数に係る宿泊費と宿泊手当の合計額を支給

コ 家族移転費（新設）

赴任に伴う家族の移転に要する費用（交通費等）として、家族一人ごとに職員がその移転をするものとして算定した額を支給

サ 渡航雑費（旧 出張雑費）

旅券の交付手数料、入出国税など、外国出張に要する雑費の実費を支給

## シ 死亡手当

外国出張中に職員が死亡した場合に、死亡に伴う諸雑費（搬送に要する費用等）として930,000円※（現行640,000円）を定額支給

※財務省が搬送費用等を調査して設定した額

### (2) 旅費の支給対象の拡大

現行、旅費は出張者に直接支給することとしているが、出張者に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者（旅行代理店等）に対する直接支払いができることとする。

### (3) 出張の定義の見直し

出張の定義に、自宅等出発又は帰着を含めることとする。

### (4) 返納規定の整備

旅費の返納及び給与等から控除を可能とする規定を設ける。

### (5) 非常勤特別職職員等の費用弁償の見直し

秦野市職員の旅費に関する条例の改正を踏まえ、一般職に準じて定めている非常勤特別職職員等の費用弁償（宿泊料等）について、一般職職員の旅費の例により支給することに改める。